

## 目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
福祉文教委員会	
議長会の動き	13
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	15
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
首都圏中央連絡自動車道建設促進会議	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	23
要綱・要領等の制定、改廃の状況	25
制定された要綱・要領	26
青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事	
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱 以下5件	

## 議 会 日 誌

< 8 月 >

- |                   |          |   |
|-------------------|----------|---|
| 1 日 (木)           | 午後 1:00  | 関東都市監査委員会定期総会 [宇都宮グランドホテル—鴻井監査委員]   |
| 2 日 (金)           | 午前 9:30  | 一般・特別会計決算、モーターボート競走事業会計決算および基金運用状況等審査 [第3委員会室—鴻井監査委員]                                       |
|                   | 午後 3:00  | 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—局長]   |
| 3 日 (土)           | 午後 6:45  | 青梅市納涼花火大会   |
| 4 日 (日)           | 午前 8:00  | 多摩川 1 万人の清掃大会   |
| 5 日 (月)           | 午前 9:30  | 一般・特別会計決算、モーターボート競走事業会計決算および基金運用状況等審査 [第3委員会室—鴻井監査委員]                                       |
| 6 日 (火)           | 午前 10:30 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館—天沼議員、青柳主任]   |
|                   | 午後 2:00  | 東京都市議会議長会議会報研究会 [武蔵野市役所—調査係長、窪田主任]  |
| 7 日 (水)           | 午後 1:00  | 東京河川改修促進連盟総会及び促進大会 [練馬文化センター—山内副議長、寺島・山崎・阿部・みねざき・ぬのや・藤野・片谷・大勢待・榎澤・迫田・山田・天沼・鴨居・鴻井・下田議員、庶務係長] |
| 7 日 (水) ~ 8 日 (木) |          | 全国競艇主催地議会協議会新旧正副会長会議 [倉敷せとうち児島ホテル、ボートレース児島—久保議長、局長]   |
| 13 日 (火)          | 午前 11:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [ボートレース江戸川—局長]   |
| 20 日 (火)          | 午前 9:00  | 決算審査講評・健全化審査結果公表 [庁議室—鴻井監査委員]   |
| 23 日 (金)          | 午後 1:00  | 杉並区交流自治体議会議員研修会 [ナショナルトレーニングセンター、東京都障害者総合スポーツセンター—久保議長、局長]                                  |
| 24 日 (土)          | 午後 1:30  | 東京高円寺阿波おどり  |
| 25 日 (日)          | 午前 8:00  | 青梅市総合防災訓練   |
|                   | 午後 4:30  | 東京2020パラリンピック 1 年前セレモニー [NHKホール—久保議長、局長]  |
| 26 日 (月)          | 午後 1:30  | 例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]  |
| 27 日 (火)          | 午後 3:00  | 議会運営委員会   |

29日（木）	～30日（金）	全国都市監査委員会定期総会〔ホクト文化ホール—鴻井監査委員〕
30日（金）	午後 2:00	東京都後期高齢者医療広域連合議会保険料説明会〔東京区政会館—野島議員〕
< 9月 >		
2日（月）	午前10:00	定例記者会見〔市役所会議室—久保議長、山内副議長、局長〕
4日（水）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔議案審議、一般質問〕
5日（木）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
6日（金）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
	午後 4:39	予算決算委員会理事会
11日（水）	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
12日（木）	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
17日（火）	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:29	全員協議会〔<市長提出事項>… 1. 姉妹都市ボツパルト市の青少年友好親善使節団の受入れについて、2. 次期「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について、3. 吉川英治記念館について、4. 青梅市地域防災計画の年次修正について、5. 青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会の清算終了について、6. ウメ輪紋ウイルス対策について〕
18日（水）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会議案審査報告、議案審議〕
	午前10:30	総合病院建替特別委員会
	午前10:30	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
19日（木）	午前10:00	予算決算委員会
20日（金）	午前10:00	予算決算委員会
22日（日）	午前11:00	西多摩地区消防大会〔明星大学—久保議長、山内副議長〕
24日（火）	午前10:00	予算決算委員会
25日（水）	午前10:00	予算決算委員会
26日（木）	午後 1:30	例月出納検査〔市役所会議室—鴻井監査委員〕
27日（金）	午前10:30	青梅市議会災害対応訓練

	午前11:54	予算決算委員会理事会
28日(土)	午前 9:15	青梅市敬老会
30日(月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議、青梅市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙]
<10月>		
1日(火)	午前10:00	青梅、羽村地区工業用水道企業団会計決算審査 [羽村市水道事務所一片谷議員]
	午後 2:30	小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査会 [市役所会議室一阿部環境建設委員長]
	午後 6:30	姉妹都市ポッパルト市青少年友好親善使節団歓迎交流会
7日(月)	午後 1:45	西多摩地区議長会議員研修会・事務局長連絡会議・定例会議 [奥多摩町福社会館一久保議長、山内副議長、寺島・井上・みねざき・藤野・片谷・大勢待・榎澤・湖城・迫田・山田・島崎・天沼・小山・野島議員、局長、次長、庶務係長]
8日(火)～9日(水)		福祉文教委員会行政視察 [奈良市、京都市]
10日(木)	午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会役員会 [ボートレース江戸川一久保議長、局長]
11日(金)	午前10:30	総務企画委員会行政視察 [ボートレース多摩川]
14日(月)	午前 9:00	青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式 [総合体育館一久保議長]
15日(火)	午後 1:00	東京都道路整備事業推進大会 [砂防会館一久保議長、山内副議長、阿部環境建設委員長、天沼環境建設副委員長、局長]
16日(水)	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [八王子市役所一局長]
18日(金)	午後 1:30	東京都市議会議会運営研究会 [川崎市議会一議事係長、梶主任]
	午後 2:00	青梅市戦没者追悼式
23日(水)～24日(木)		関東地区競艇主催地議会臨時総会・視察 [ホテルメトロポリタン高崎、ボートレース桐生一久保議長、山内副議長、小山総務企画委員長、局長]
24日(木)	午前10:00	鳥取県米子市議会議員視察 [市役所一周年議会等について]
28日(月)	午後 1:30	指定管理者監査講評・例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]

- 午後 1:30 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議総会 [砂防会館—久保  
議長、局長]
- 29日 (火) 午前10:00 三重県鈴鹿市議会議員視察 [中央図書館—図書館の指定管理  
者制度について]
- 午後 1:30 東京たま広域資源循環組合議会定例会 [東京自治会館—鴨居  
議員]
- 30日 (水) 午後 2:30 東京十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場—鴻井・  
結城議員]



# 行政視察報告

## 福祉文教委員会

福祉文教委員会では、若者の身近にあるLINE等を利用して、匿名で報告、相談ができるシステムを調査し、いじめの早期発見、抑止に向けた対策と不登校やひきこもりへの効果的な対策を研究することを目的として「子どものいじめ問題の早期対応及び不登校児童・生徒への対策について」を所管事務調査事項としている。

これまでも青梅市の小中学校におけるいじめ防止等の対策について調査を行ってきたが、子どもたちがいじめの相談等をしづらい現状があり、不登校やひきこもりにつながるなどの問題から、SNS相談アプリを導入した奈良市、不登校特例校を設置した京都市への視察を行った。

視察地 奈良県奈良市、京都府京都市

視察期日 令和元年10月8日（火）～9日（水）

視察事項 奈良市：SNS相談アプリ「STOP i t」について  
京都市：不登校特例校の取り組みについて

参加者 （委員長）湖城 宣子（副委員長）迫田 晃樹  
（委員）井上たかし、ひだ 紀子、大勢待利明、  
島崎 実、久保 富弘、鴻井 伸二  
（随 行…平岡主査）

### 【SNS相談アプリ「STOP i t」（奈良市）】

#### 1 導入に至った背景

- (1) 24時間の相談対応を可能にすること。
- (2) 平成28年度、29年度の電話及びメールでの本人からの相談の利用が少なかったこと、また、中学生のコミュニケーションツールがSNSに変化しており、電話及びメールという直接的なコミュニケーションが苦手な子どもにも気軽に相談できるツールとすること。
- (3) 平成29年度に実施した「奈良市の問題行動調査」で、いじめられたときに誰にも相談していない児童生徒が前年比で増加、また、全国平均よりも多いという結果になったこと。

<結果>小学生 平成28年度 5.5% ⇒ 平成29年度 7.2% (全国 6.2%)

中学生 平成28年度 5.8% ⇒ 平成29年度 8.4% (全国 6.8%)

以上の理由から「いじめに悩む、または、いじめを見聞きした子どもたちが、安

心して気軽に相談できる体制を構築することで、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応へつなげ、「子どもたちの命を守る」ことを目的に、今まで取り組んできた相談体制をさらに強化するために導入された。

## 2 相談体制

### (1) 従来の相談体制…平成28年度より開始

「ストップいじめ ならダイヤル」(平日9時～17時)

「ストップいじめ ならメール」

いじめ防止生徒指導課の相談員または指導主事が相談を受ける。

### (2) 新たな相談体制

#### ○新規

「SNSアプリ (STOP i t) による相談」…平成30年9月から順次開始

#### ○拡充

「ストップいじめ ならダイヤル」…平成30年7月2日から、平日17時～翌朝9時と土日祝の終日も対応することとし、24時間の相談体制を開始

・時間外の相談電話は事業委託し、業者が任用している臨床心理士などの相談員が相談を受け、翌朝いじめ防止生徒指導課に報告書が届く。

#### ○継続

「ストップいじめ ならメール」



教育委員会事務局教育部いじめ防止生徒指導課の職員から説明を聞く委員

### 3 いじめ相談・通報SNSアプリ「STOP i t」について

#### (1) 対象

市立小学校43校（5、6年生） 約5,500人

市立中学校21校（1～3年生） 約8,000人

#### (2) 導入スケジュール

ア 事業者が作成した啓発ポスターやチラシを配付するとともに、市立中学校の生徒が、平成29年度の「ストップいじめ なら子どもサミット」や「奈良市子ども会議」において、いじめで困っている友達を助けたいという強い思いから、ポスターやカードの図案を考案して市教育委員会が作成配付し、子どもだけでなく保護者へも啓発を行った。

イ STOP i t 事業者から各学校へ研修講師を派遣し、全児童生徒を対象に学年ごとに「いじめの脱傍観者授業」を実施。また、相談体制に係る教職員向け研修も実施した。

ウ いじめの脱傍観者授業の受講後、児童生徒にアクセスコードを配付し、児童生徒が各自で「STOP i t」アプリをダウンロード。

エ SNSアプリは、24時間相談電話と連携し、緊急の事案や時間外には、ワンタッチで電話相談に繋げることが可能。

※通信機器を持っていない児童生徒に対しては、24時間対応の「ストップいじめ ならダイヤル」を利用するよう推奨する。

#### オ いじめの脱傍観者授業との連動

いじめの脱傍観者授業を市立全小中学校で実施（順次実施し、受講終了の学校から開始）

↓

「STOP i t」に接続。「アクセスコード」を児童生徒に配付

↓

個人のスマートフォンやゲーム機に「STOP i t」をダウンロードし、「アクセスコード」を入力すると、使用可能

### 4 期待される効果

- (1) いじめの早期発見につなげることができる。
- (2) 子どもからの様々な相談（学習・進路、友人関係、家庭の問題、ネットトラブル、性の悩み、LGBT、自殺願望等）に対応できる。
- (3) 子どものコミュニケーションツールの変化に対応しているため、今後相談件数の増加が期待できる。
- (4) 学校と教育委員会が協力して、いじめの解決に向けて取り組むことができる。
- (5) 子どもたちの中でのいじめの認知が高まることで、いじめの抑止効果が望める。



(6) 自殺をほのめかすような投稿に対して、学校名と学年が判明できるため対応しやすい。

## 5 予算額

平成30年度予算 7,926千円

内訳【SNS相談アプリ】3,780千円

【24時間相談電話】4,146千円（平日17時～翌朝9時・土日祝日の終日分）

## 6 ストップイットジャパン株式会社について

○平成26年8月に米国で開発された「STOP i t」は、現米大リーグのマーリンズCEOデレク・ジーター氏が支援を行っている。匿名でのいじめ相談アプリや組織担当者の管理ツールなどからなるプラットフォームである。

○平成27年10月、谷山大三郎氏が「ストップイットジャパン株式会社を立ち上げ、事業を進めた。日本では、元メジャーリーガーの松井秀喜氏が、いじめで苦しむ子どもたちを救いたいという想いに賛同し、「STOP i t」のサポーターとしていじめ撲滅の取り組みに参画している。

○平成30年2月時点で、米国で6,000校330万人が、日本では31校1万6,000人が利用。谷山氏は「STOP i t」の使い方を説明するのではなく、「STOP i t」を導入する意味と意義を理解してもらうため、「STOP i t」の導入にあたっては、必ず直接教育委員会や学校に出向いて事前の説明から模擬授業、講演会を実施している。

ストップイットジャパンのビジョンは「助けたいとき、助けてほしいとき、いつでもどこでも報告・相談できる環境をつくる」だが、谷山氏は「STOP i t」が必要のない社会になることが一番嬉しいことだと述べている。

### 【不登校特例校（洛風中学校）の取り組みについて（京都市）】



校長及び教育委員会事務局指導部生徒指導課の職員から説明を聞く委員

## 1 不登校特例校創設までの主な取り組み

- (1) 昭和27年：教育研究所にて教育相談を開始
- (2) 平成元年：「山のおじさん事業」を開始（不登校の子どもたちを対象に、自然の中で宿泊を伴うキャンプ生活を実施）
- (3) 平成4年：「適応指導教室 ふれあい教室（後のふれあいの杜）」を開設
- (4) 平成12年：学生ボランティア「ふれあいアシスタント」（ふれあいの杜通級児童生徒の支援）の派遣を開始
- (5) 平成13年：学生ボランティア「学びのパートナー」（別室登校児童生徒の支援）の派遣を開始
- (6) 平成15年：教育委員会で取り組んできた「心の居場所づくり推進事業」の新たな展開として、生徒指導、カウンセリング、ふれあいの杜を一体化した全国初の専門機関「京都市教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）」を開設

## 2 不登校特例校の創設

前記1の取り組みを続けていく中で、不登校生徒数の推移が横ばいの状態になり、不登校傾向の子どもたちがどのように社会とつながっていくか＝進路問題（将来の社会的自立）などが課題となり、不登校生徒の新たな選択肢・学びと社会とのつながりの場の創造に向け、新たな中学校の設置に向けた検討を本格的に開始した。

- (1) 検討するにあたり、当時の法律や学習指導要領の枠を超えての学校づくりが必要不可欠であったこと、また、教員定数も確保できることから「構造改革特区制度」を活用した。
- (2) 平成15年10月：「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」を活用した「京都市不登校生徒学習支援特区」の認定申請を行い、同年11月に認定された。
- (3) 平成16年1月：「不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室」設置
  - ・新しい教育課程や学習内容の編成
  - ・スクールカウンセラー、学生ボランティアを中心とした教育相談や支援体制の確立
  - ・転入学方法の検討
  - ・説明会の開催 等
- (4) 平成16年10月：「京都市立洛風中学校」開校
- (5) 平成19年4月：「京都市立洛友中学校」開校（不登校特例校と夜間中学校を併設）

洛風中学校	学 校 名	洛友中学校
京都市中京区姉小路通東洞院 東入曇華院前町706-3	所 在 地	京都市下京区大宮通綾小路下 る綾大宮町51-2
40名程度	定 員	15名程度
9 : 30～15 : 20	活 動 時 間	13 : 30～17 : 30 (18 : 20)
教科の枠を超えた独自教科	主 な 特 色	午後からの登校、夜間部との 合同授業・活動

### 3 洛風中学校概要

#### (1) 学校教育目標（平成 31 年度）

仲間とともに

自分が納得して学び直す 心を開いて遊び語り合う 自信を取り戻す

学習の実践

目指す生徒像

—夢に向かって なりたい自分になる—

主体的に生きる・自立できる・自己実現できる生徒

目指す教職員像

\*一人一人の教職員自らが、豊かな感性とやわらかな心で生徒や保護者の困りに寄り添うことができる。

\*生徒の声なき心の声に耳を傾け、共に遊び語り、生徒一人一人に適した新たなかたちの「学び」と「育ち」の場の創造を組織として実践できる教職員集団

#### (2) 洛風の目指す教育

「不登校という経験」がある生徒が「主体的に生きる・自立できる・自己実現できる」つまり、将来に向けて「どのように社会とかかわり、よりよい人生を送るか」を考え、「明るく元気に働く大人」への成長を支える。

そのため、多くの人とのかかわりや柔軟で多様な教育活動を通じて、生徒自らが「い・き・が・い…生きがい・行きがい・活きがい」を見つけ、自己肯定感を高め、進路展望を拡大できるよう、自立への動機付けのための具体的な働きかけを行う。

生徒が学ぶことの喜びを実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばすことのできるよう、自らをみつめ、次につなげる力を蓄えるためのたゆみない支援や働きかけを継続する。

#### (3) 教職員数

校長 1 名、教頭 1 名、教諭（指導教諭・再任用含む） 12 名、養護（常勤） 1 名  
非常勤講師 3 名、事務職員 1 名、専門主事 1 名 計 20 名

\*その他職員 スクールカウンセラー3名（週3日、1日1名、交代制）、  
 スクールソーシャルワーカー1名（週1日）、総合育成支援  
 員1名、洛風パル（学生ボランティア）

(4) 教育課程

年間総授業時数：770 単位時間（通常 1,015 単位時間）

〔国語 105、数学 105、英語 105、科学の時間 70、創造工房 70、風夢風夢 70、  
 保健体育 70、選択教科 35、ヒューマン・タイム 140〕

(5) 特色ある教育活動

- ・科学の時間：社会と理科を統合し、それぞれの教科の観点を生かし、科学的な見方・考え方の基礎を養う
- ・創造工房：音楽、美術、技術家庭の3教科が有機的に関わる題材を設定し、「みる、きく、ふれる」などの感覚を活用した体験活動と自身の感性を生かした「描く、つくる、歌う」などの自己表現を伴う創造活動を展開
- ・風夢風夢（ふむふむ）：総合的な学習の時間
- ・ヒューマン・タイム：道徳、特別活動、学活

(6) 生徒数(令和元年5月1日現在)

1年生 9名（男子4名、女子 5名）  
 2年生 9名（男子4名、女子 5名）  
 3年生 22名（男子8名、女子 14名） 計 40名

(7) 転入学の流れ（概要）

- ・洛風中学校、洛友中学校への転入学に関する相談、申請等については、教育委員会に設置している「不登校相談支援センター」が窓口となる。
- ・不登校相談支援センターへの相談、申請は、学校を通じて行う必要がある。
- ・転入学の時期は、前期（5月1日）と後期（10月1日）の2回設定。ただし、前期で定員を上回った場合は、原則募集を行わない。

(8) 進路について

	平成 30 年度	平成 16～30 年度累計	累計割合
公立(全日)	2名	36名	9.4%
公立(定時・通信)	3名	59名	15.4%
私立(全日)・専門	10名	133名	34.7%
私立(定時・通信・単位)	12名	136名	35.5%
その他	2名	19名	5.0%

## 【視察を終えて】

奈良市で導入されている子どものいじめ問題にSNSアプリを使った相談体制「STOP i t」について視察を行った。平成30年9月から開始され、それまでの電話やメール相談だけとは異なり、子どもたちに利用しやすいツールとして導入したことにより相談件数も飛躍的に伸びたとのことであった。いじめについて一人で悩まず、いつでも気軽に相談できる体制の重要性を改めて感じた。

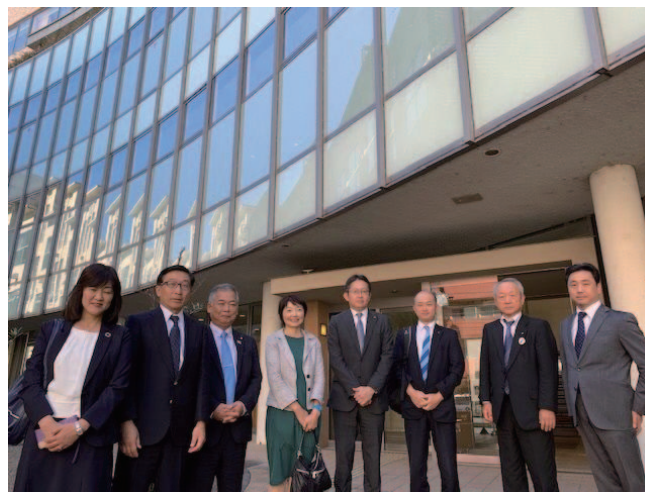
京都市では、平成16年に開校した不登校を経験した生徒の学習支援のための不登校特例校「洛風中学校」の視察を行った。校長先生からご説明等をいただき、学年別の授業や縦割りの生活、体験的な行事も行われ、思春期を迎える子どもたちの自分探し、自分磨きの時期を支える取り組みのために様々な工夫がされていると感じた。また、教職員は校長を含め、通常の人事異動により着任し、生徒理解に関する研修や個々の生徒に関する教職員間での共通理解を深めることなどを行いながら、授業や進路指導に当たっているということに驚いた。

今回の視察を通して、両市の熱心な取り組みやその担当部署の人的体制の手厚さに感心すると同時に、青梅市でもこのような取り組みに近づいていきたいと強く感じた。福祉文教委員会としては、今後も引き続き検討を進めていくこととしたい。

(福祉文教委員長 湖城宣子)



奈良市議会前にて



京都市洛風中学校に併設の教育相談総合センター前にて

視察を終えて

# 議 長 会 の 動 き

## 東京都市議会議長会

8月2日（金） 定例総会

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下12件

\* 協議事項（原案どおり決定）

1 都県提出議案について

2 2040未来ビジョン出前セミナー開催申込について

\* その他

1 令和元年度東京都市議会議長会関係役員について

2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

3 令和元年度東京都市議会議長会事業日程

8月6日（火） 議会報研究会

\* 演題 「議会だより」の改革

講師 元衆議院法制局参事 吉田 利宏 氏

10月16日（水） 事務局長連絡会議

\* 案件

1 会務報告

2 全国市議会議長会第153回地方行政委員会の会議結果について（了承）

3 関東市議会議長会正副会長・第1回支部長会議の会議結果について（了承）

4 第226回東京都都市計画審議会の会議結果について（了承）

5 令和元年度日中友好交流事業について（了承）

6 令和2年度東京都市議会議長会事業計画（案）について（承認）

7 令和2年度東京都市議会議長会の負担金（案）について（承認）

8 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について（承認）

9 令和2年度東京都市議会議長会関係役員（案）について（承認）

10 各市提出議案について

ホームドアの整備促進を求める意見書 南多摩市議会議長会

\* 連絡事項

- 1 11月定例総会閉会後の意見交換会について
  - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- \* その他  
2040未来ビジョン出前セミナーの募集について

10月18日（金） 議会運営研究会

- \* 視察先 神奈川県川崎市
- \* 視察事項 AIを用いた傍聴支援について

### 西多摩地区議長会

10月7日（月） 議員研修会・事務局長連絡会議・定例会議

○議員研修会

- \* 演題 「フレイル予防から健康寿命延伸へ」  
講師 目白第二病院  
水野 英彰 氏

○事務局長連絡会議

- \* 協議事項（了承）
- 1 定例会議の運営について
  - 2 その他

○定例会議

- \* 報告（了承）  
会務報告について
- \* 議題（原案どおり決定）
- 1 賀詞交歓会について
  - 2 令和2年度の運営について
  - 3 その他
- \* その他

## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

8月13日（火） 事務局長会議

\* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

\* 協議事項（了承）

- 1 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 令和元年度の運営及び行事予定について
- 3 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

\* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和元年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 平成30年度施行者別売上調べ
- 5 令和元年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 令和元年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月10日（木） 役員会

\* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

\* 協議事項（了承）

- 1 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会申し合わせ事項の一部改訂（案）について
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について
- 4 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
- 5 令和元年度の運営及び行事予定（案）について
- 6 役員会及び研修視察（案）について
- 7 その他

\* その他



10月23日（水）～24日（木） 臨時総会・視察

○臨時総会

\* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

\* 協議事項

- 1 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	250万円	決算額	238万4147円
歳出	予算額	250万円	決算額	205万4353円
差引残額	32万9794円（翌年度へ繰り越し）			

- 2 関東地区競艇主催地議会協議会申し合わせ事項の一部改正（案）について（原案どおり決定）
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について（原案どおり決定）  
青梅市議会は、14万8000円。
- 4 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）  
歳入、歳出ともに予算額に4万206円を減額し、補正後の予算額を234万794円にしようとするもの。

\* その他

- 1 令和元年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 その他
  - (1) 関東地区競艇主催地議会協議会令和元年度役員一覧
  - (2) 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
  - (3) 令和元年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
  - (4) 令和元年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事日程
  - (5) 会長（全国、関東）及び定期総会設営議会一覧表
  - (6) 令和2年度全国競艇主催地議会協議会分担金

○視察

- \* 視察先 ボートレース桐生

## 全国競艇主催地議会協議会

8月7日（水）～8日（木） 新旧正副会長会議・視察

○新旧正副会長会議

\* 議事

- 1 新旧役員引継ぎについて
- 2 その他

\* 競艇事業の現状について

○視察

\* ボートレース児島

## 三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月6日（火） 第3委員会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和元年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

## 東京河川改修促進連盟

8月7日（水） 総会・促進大会

○総会

\* 議事

- 1 平成30年度事業報告（了承）
- 2 平成30年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	854万8691円	決算額	854万7745円
歳出	予算額	854万8691円	決算額	158万1562円
差引残額	696万6183円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 平成30年度会計監査報告（了承）
- 4 令和元年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 5 令和元年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）  
歳入、歳出ともに 972万8183円

- \* 河川事業説明  
東京都建設局河川部長
- \* 下水道事業説明  
東京都下水道局計画調整部長
- 促進大会
- \* 意見発表  
品川区、稲城市、西東京市
- \* 大会宣言（案）（原案どおり決定）

治水対策は、国民生活の安定と国土の保全及び発展の根幹となる、重要な社会資本整備である。

オリンピック・パラリンピック開催を来年に控えた首都東京において、そこに住む住民、また、国内外から訪れる多くの人々の安全性・快適性を確保するために、各種基盤整備は喫緊の課題となっている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、増加する被災箇所への対応や老朽化したインフラ更新のために予防的な河川整備の遅延を余儀なくされているのが現状である。

また、近年はこれまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える局地的集中豪雨等が頻発しており、都内各地で被害が発生している。

今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量が増加することが予想され、都内各所において、甚大な被害が発生する懸念が高まっている。

そこで、東京都は平成24年11月に目標整備水準を、区部では時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、いずれも等しく年超過確率20分の1の降雨に対して、安全度の向上を図ることとした。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修を早期に実現し、安全で、潤いのある豊かな生活環境を創ることこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市、の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く

要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

\* 大会決議（案）（原案どおり決定）

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
  - 一 新たな目標整備水準に対する河川整備の早期実現
  - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
  - 一 都市河川改修の推進に必要な財源の確保及び増額
  - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
  - 一 全東京河川改修事業の早期完成と内水対策に対する下水道の早期整備
- 以上、決議する。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議

10月28日（月） 総会

\* 意見発表

\* 決議

道路は、国民生活を豊かにし、活力ある社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備に対して国民から強い期待が寄せられている。

しかし、首都圏の多くの道路では、交通渋滞による多大な時間損失、経済損失のほか、沿道環境の悪化など、国民の生活や産業活動に深刻な影響を与えている。

これらを改善するため、都市機能を回復し、地域経済に好循環をもたらす首都圏三環状道路をはじめとする高速道路ネットワークを早期に構築する必要がある。

特に首都圏中央道路自動車道（圏央道）の整備は、経済活動の生産性を向上させ、生産拡大に資するとともに、企業立地の促進や新たな観光需要の創出など、経済に好循環をもたらすストック効果を発揮し、国際競争力の強化や地方創生の実現に資するなど極めて有用である。

さらに、東日本大震災や平成30年7月豪雨災害では、高速道路ネットワークが緊急物資の輸送、復旧・復興活動などに大きく貢献したことを踏まえ、今後予測される首都直下型地震などの大規模災害時における交通機能を確保し、我が国の交通の

東西分断を防ぐためにも、圏央道全線の早期完成が不可欠である。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議は、これらのことに鑑み、圏央道の整備について次の事項を強く要望する。

- 一 釜利谷ジャンクションから（仮称）戸塚インターチェンジ間、（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションから藤沢インターチェンジ間及び大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジについて、より一層事業を推進することにより、早期かつ確実に全線を開通させること。
  - 一 暫定二車線区間の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクション間については、早期かつ確実に四車線化を完了させること。さらに、残る暫定二車線区間についても、時間信頼性の確保や事故防止ネットワークの代替性確保の観点に加えて、ネットワークの機能拡充による生産性向上の視点も踏まえ、早期に四車線化を図ること。
  - 一 直轄事業の推進と併せて、高速道路会社を積極的に活用し、早期完成を図ること。
  - 一 自然環境、沿道環境等に十分な配慮を行うこと。
  - 一 平成28年度から導入された圏央道を含む首都圏の高速道路の新たな料金体系について、交通等に与える影響を検証した上で、引き続き、利用者の負担増への配慮や物流の効率化の観点も含め、一体的で利用しやすい料金体系の実現に取り組むこと。
  - 一 圏央道をはじめとする首都圏三環状道路やそれらのアクセス道路などの整備については、人・物の平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための基幹となる高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重点的な投資を図ること。
  - 一 地方創生及び国土強靱化に資する社会資本整備予算を確保するため、必要不可欠な老朽化対策予算については、別枠として確保すること。
  - 一 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和2年度当初予算においては、道路関係予算を拡充した上で、所要額を満額確保すること。
- 右、決議する。

## 東京都道路整備事業推進大会

10月15日（火） 推進大会

- \* 意見発表
- \* 大会宣言

首都東京は、日本経済の牽引役であるとともに、世界経済の中枢を担っている。その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、そ

の整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、喫緊の課題が山積している。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を来年に控え、今後インバウンドの増加が見込まれる中、安全で円滑な移動を確保することも急務となっている。

このような状況を打開し、二度目となる競技大会の開催を迎える東京をより活力のある都市としていくためには、東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進するとともに、広域的な重要物流道路等の機能強化による安定的な輸送を確保し、地域活力の向上や地域環境の保全を図る必要がある。

あわせて、連続立体交差事業・橋梁整備・交差点改良等のボトルネック対策、道路インフラの老朽化対策、緑豊かで安全な歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、通学路の交通安全対策等の推進や、沿道のまちづくりと一体となった道路整備等、多様な施策も必要不可欠である。

さらに、首都直下地震の発生が想定されるなか、高度防災都市の実現に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化も、早急に進めなければならない。

また、令和2年度までの3年間で集中的に実施する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、この対策をより一層推進するためには、十分な予算措置を含めた国の支援や、「3か年緊急対策」以降も継続した国の支援が不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定して確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第30回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

#### \* 大会決議

東京の道路は、物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保し、大きなストック効果をもたらす等、極めて重要な役割を担っており、来年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控えている。首都東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化による、日本経済のさらなる活性化に向け、道路整備に関する次の施策を推進するとともに、その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備

を推進すること。

- 一 平常時・災害時に関わらず安定的な輸送を確保するため、拠点間をつなぐ重要物流道路、代替・補完路の機能強化や重点支援を図ること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。
- 一 高度防災都市の実現に向け、木造住宅密集地域における延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する、技術的・財政的支援を着実にを行うこと。
- 一 歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、及び通学路等の交通安全対策を推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度である令和2年度予算を確実に確保するとともに、翌年度以降も継続的に推進を図るため、新たな支援制度の検討を行うなど、必要な予算措置を行うこと。
- 一 道路関係予算について、令和2年度要求額を満額措置するとともに、元年度補正予算を早期に編成し、必要額を確保すること。
- 一 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

右に決議する。

## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 OurImperialFamily(第83号)令和元年夏号	日本文化興隆財団	扶桑社	令和元年	A4変形
288	皇室 OurImperialFamily 天皇陛下ご即位30年記念	日本文化興隆財団 天皇陛下ご即位三十年奉祝委員会	扶桑社	令和元年	A4変形
318	青梅市例規類集(令和元年度版)第1巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令和元年	A4
318	青梅市例規類集(令和元年度版)第2巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令和元年	A4
318	議会年報 平成29年版	稲城市議会事務局	稲城市議会事務局	30	A4
318	議会年報 平成30年版	稲城市議会事務局	稲城市議会事務局	令和元年	A4
318	平成30年度 事業報告書	—	西多摩地域広域行政圏協議会	令和元年	A4
318	市議会議員共済給付金関係法規集 令和元年度版	市議会議員共済会	—	令和元年	A5
318	地方議会のズレの構造	吉田利宏	三省堂	28	四六
349	市税概要 令和元年度版	青梅市市民部	—	令和元年	A4
373	令和元年度青梅市教育委員会の事務点検評価(平成30年度分事業対象)報告書	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令和元年	A4
379	平成31年度～平成35年度第五次青梅市生涯学習推進計画	青梅市教育部 社会教育課	青梅市生涯学習推進本部	31	A4
379	青梅市の社会教育(平成29年度版)	—	青梅市教育委員会	30	A4
379	青梅市の社会教育(平成30年度版)	—	青梅市教育委員会	令和元年	A4
498	病院年報 平成30年度版	青梅市立総合病院	青梅市立総合病院	令和元年	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成30年度統計	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	30	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成30年度統計 概要	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	令和元年	A4



分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
518	環境影響評価調査計画書(仮称)今井 土地区画整理事業	青 梅 市	青 梅 市	令和元	A4



## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和元年8月～令和元年11月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市工事請負契約最低制限価格設定要領	改正	総務契約課
青梅市役所本庁舎会議室の行政財産目的外使用に関する事務取扱要綱	廃止	総務契約課
青梅市庁舎内食堂事業者選定委員会設置要綱	廃止	総務契約課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改正	職員課
青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	清掃リサイクル課
青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準	制定	清掃リサイクル課
青梅市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱	改正	介護保険課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市障害者サービス事業者等指導監査および監査等実施要綱	制定	障がい者福祉課
青梅市産後ケア実施要綱	改正	健康課
青梅市子育てのための施設等利用費支給要綱	制定	子育て推進課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者指導監査実施要綱	改正	子育て推進課
青梅都市計画生産緑地地区指定基準	改正	都市計画課
青梅都市計画生産緑地地区指定方針	改正	都市計画課
青梅市立学校におけるハラスメント防止等に関する要綱	制定	指導室

## 制定された要綱・要領

### 青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理 ライン設置工事公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

#### 1 設置

容器包装プラスチック処理ライン設置工事を実施するに当たり、その工事の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

#### 3 組織

委員会は、次に掲げる委員4人をもって組織する。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 委員 環境政策課長、清掃リサイクル課長および総務部施設課長

#### 4 委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、清掃リサイクル課長がその職務を代理する。

#### 5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

#### 6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

#### 7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

#### 8 庶務

委員会の庶務は、清掃リサイクル課において処理する。

#### 9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 10 実施期日等

この要綱は、令和元年9月10日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

# 青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準

## 1 目的

この基準は、青梅市有料広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、青梅市ごみ収集カレンダーへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この基準において広告とは、要綱第7項の規定により青梅市ごみ収集カレンダーへの広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定する広告をいう。

## 3 管理者

広告の管理者（以下「管理者」という。）は、清掃リサイクル課長とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

## 4 規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦30ミリ×横130ミリ
- (2) 提出形式 JPEG形式

## 5 掲載枠数、位置等

- (1) 広告数は12枠とし、広告の掲載位置は、管理者が指定する箇所とする。
- (2) 1部当たりにおいて、同一の広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告数に満たないときは、この限りでない。
- (3) 広告は紙媒体および青梅市ホームページ上で公開する電子データ版のごみ収集カレンダーに掲載する。

## 6 掲載料

1 枠につき 50,000 円

## 7 広告掲載の申込みおよび決定

(1) 広告掲載希望者は、青梅市長（以下「市長」という。）が指定する日までに、青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（別記様式）に広告図案を添えて市長に提出するものとする。

(2) 要綱第 6 項第 2 号に該当しない者の広告で、要綱第 3 項各号に該当しない広告にかかる広告掲載希望者が複数いる場合、広告の掲載は、申込みの順により決定する。

## 8 広告の内容に関する協議

市長は、ごみ収集カレンダー一面に掲載するデザインとの整合性を図るため、広告の色、表現、文章等の変更を広告主と協議することができるものとする。

## 9 広告主の届出義務等

広告主は、広告を変更しようとするときは速やかに市長に届け出なければならない。広告掲載を中止しようとするときも、また同様とする。

## 10 掲載の決定の取消しおよび中止

(1) 市長は、要綱第 10 項に定めるもののほか、前項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったときは、広告掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。この場合において、既納の掲載料は還付しない。

(2) 前号の規定により広告掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は、広告主に通知するものとする。

## 11 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 12 実施期日

この基準は、令和元年 10 月 17 日から実施する。

# 青梅市障害福祉サービス事業者等指導検査および監査等実施要綱

## 1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等および指定特定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する障害児通所支援事業者および障害児相談

支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して、青梅市（以下「市」という。）が行う指導検査および監査等について、基本的事項を定めるものとする。

## 2 指導検査および監査等の目的

指導検査および監査等は、総合支援法、児童福祉法ならびに東京都（以下「都」という。）または市の条例もしくは規則で定める最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等のサービスの質の確保、自立支援給付、障害児通所給付費等または障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図り、障害者および障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 3 指導検査の方針

指導検査は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱いおよび自立支援給付等にかかる請求に関する事項について、当該基準等への適合状況等を個別に確認するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うものとして実施する。

## 4 指導検査の形態

指導検査の形態は、次に定めるとおりとする。

### (1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

### (2) 実地指導

次のいずれかにより、指導の対象となるサービス事業者等の事業所または施設において実地で行うものとする。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができるものとする。

ア 一般指導 市が単独で行うもの

イ 合同指導 市が都等と合同で行うもの

## 5 指導検査対象者の選定基準

(1) 指導検査は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、対象の選定については、次に掲げる選定基準および一定の計画にもとづいて実施するものとする。

### ア 集団指導の選定基準

(ア) 基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等にかかる請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等にもとづく指導内容に応じて選定する。

(イ) その他集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

## イ 実地指導の選定基準

(ア) 国および都の示す実地指導項目にもとづきサービス事業者等を選定する。

(イ) その他実地指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

(2) 都道府県または他の市区町村が指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略することができるものとする。

## 6 指導検査の実施方針および実施計画

(1) 指導検査は、効率的かつ統一的に実施するため、都が定める障害福祉サービス事業者等実地検査実施方針（以下「都実施方針」という。）に沿って行うものとする。

(2) 市は、都実施方針にもとづき、当該年度の指導班の編成および実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

## 7 調査書等の提出

市は、指導検査の実施に当たって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要な書類等の提出を求めることができるものとする。

## 8 指導検査の実施方法

指導検査の実施方法は、次に定めるとおりとする。

### (1) 集団指導

#### ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

#### イ 指導方法

集団指導は、基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等にかかる支給関係事務および請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、必要な情報提供を行う。

### (2) 実地指導

#### ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を書面により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知すると当該事業所

の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書を交付することによって行う。

#### イ 指導方法

実地指導は、指導基準等にもとづき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

#### ウ 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

#### エ 改善報告書の提出

当該事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知の発送日から起算して30日以内に、改善報告書の提出を求める。

#### オ 指導体制

指導体制は、2名以上の指導班を編成して実施する。

### 9 実地指導後の措置等

実地指導の結果に応じて、次に定めるとおり措置等を行うものとする。

- (1) 指摘した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、必要に応じて、再度実施指導等を行うものとする。
- (2) 第11項に定める監査等の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査等を行うものとする。
- (3) サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付等にかかる請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、当該自立支援給付等にかかる不当利得の自主返還等を行うように指導するものとする。

### 10 監査等の方針

監査等は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費等にかかる請求等の経理面に不正が疑われる場合または事業運営に重大な支障が生じていることに疑うに足りる理由がある場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うものとして実施する。

### 11 監査等の選定基準

監査等は、サービス事業者等が、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) サービス内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付等にかかる請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。



- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容または自立支援給付等にかかる請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由なく、実地指導を拒否したとき。
- (6) 業務管理体制の監査等については、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚したとき。

## 12 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、次に定めるとおりとする。

### (1) 事前調査

原則として監査等を実施する前に自立支援給付等にかかる請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、サービス事業者等のサービスを受けた者および当該保護者に対する聞き取り調査を行うものとする。

### (2) 監査等の実施

ア 前号の調査事項の確認について、必要があると認めるときは、監査等の実施通知を交付した上で、サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出または提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該福祉サービス事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

イ 指定権限のないサービス事業者等について実施検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事または市区町村長に対し行うものとする。なお、サービス等に関して、複数の市区町村に関係がある場合には、都に総合的な調整を依頼するものとする。

ウ 前記イにおいて指定基準違反等があると認めるときは、書面により指定権限のある都道府県知事または市区町村長に通知を行うものとする。この場合において、都と市が同時に実地検査等を行っている場合には、当該通知を省略することができるものとする。

### (3) 監査等の体制等

原則として、実地指導の指導班を中心に2名以上の監査班を編成することとし、監査等の後、監査等にかかる調書を作成するものとする。

## 13 監査等の結果の通知等

- (1) 監査等の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。
- (2) 前号の通知を行ったサービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

## 14 監査後の措置

市が指定権限を有しているサービス事業者等に対する監査後の措置は、次に定めるところによる。

### (1) 勧告

ア 監査の結果、サービス事業者等が従業者の知識、技能もしくは人員について基準に適合していない場合または基準に従って適正に事業を運営していないと認められる場合には、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

イ 市は、サービス事業者等が前記アの規定による勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

### (2) 命令

ア 市は、勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなくその勧告にかかる措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を決めて、その勧告にかかる措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 市は、前記アの規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### (3) 指定の取消し等

ア 総合支援法第51条の29第2項または児童福祉法第24条の36のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。

イ 前記アに定める指定の取消し等を行う場合は、青梅市指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第21号）にもとづいて行うものとする。

### (4) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく勧告にかかる措置をとらなかったときや、監査の結果取消等処分に該当すると認められたときは、命令および取消等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署へ通知するものとする。

## 15 不当利得返還等

監査後の不当利得返還等の措置は、次に定めるとおりとする。

(1) 検査の結果、当該サービス事業者等において、サービス内容または自立支援給付費等にかかる請求に関し不正または不当の事実が認められ、これにかかる返還金が生じた場合は、総合支援法第8条第2項および児童福祉法第57条の2第2項にもとづく不正利得の徴収（返還金）として返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(2) 前号の規定にもとづき、返還が生じた場合の返還期間は、5年間とする。

#### 16 都への通知

指導検査および監査等を行った結果は、都に通知するものとする。

#### 17 関係機関等との連携

(1) 指導検査の効果を高めるために、都および他の市区町村ならびに国民健康保険団体連合会との連携を図るものとする。

(2) 指導検査および監査等の実施状況等については、必要に応じて国および都に報告するものとする。

#### 18 情報提供

指導検査結果の通知、勧告および命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当するほかの市区町村への情報提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行うものとする。

#### 19 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 20 実施期日

この要綱は、令和元年9月10日から実施する。

## 青梅市子育てのための施設等利用費支給要綱

### 1 趣旨

この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項または第3項にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）が施設等利用費を支給することについて、法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 2 施設等利用費の請求

施設等利用費の支給を受けようとする者は、別に定める請求書により市長に請求するものとする。

### 3 施設等利用費の支給

市長は、前項の請求を受けたときは、請求内容を審査し、相当と認めるときは、施設等利用費を前項の請求をした者に支給する。

### 4 施設等利用費の支給額

市長は、施設等利用費について子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める施設等利用費の額を支払うものとする。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

## 6 実施期日

この要綱は、令和元年10月8日から実施し、同年10月1日から適用する。

# 青梅市立学校におけるハラスメント防止等に関する要綱

## 1 目的

この要綱は、青梅市立小学校および青梅市立中学校（以下「学校」という。）における教職員に関するハラスメントの防止のための措置およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 教職員が勤務する学校（当該教職員がその職務を遂行するその他の場所を含む。以下同じ。）において他の教職員、児童・生徒、保護者等（以下「教職員等」という。）を不快にさせる性的な言動および職務に関わらず教職員等を不快にさせる学校外における性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 教職員が職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、教職員に精神的・身体的苦痛を与える行為または教職員の勤務環境を悪化させる行為をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント 教職員が妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度を利用することを阻害する言動または妊娠、出産、育児もしくは介護に関する言動で教職員の勤務環境が害されるものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため児童・生徒の修学環境または教職員の勤務環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して児童・生徒が修学上の不利益を受け、または教職員が勤務条件に対して不利益を受けることをいう。

## 3 適用範囲

この要綱は、前項第2号については教職員同士または教職員と児童・生徒、保護

者等との問題、前項第3号および第4号については教職員同士の問題について適用する。ただし、ハラスメントを受けた者が市費支弁職員である場合は、青梅市職員のハラスメント防止等に関する要綱（平成17年4月1日実施）を適用するものとする。

#### 4 教育長の責務

- (1) 青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教職員の健全な勤務環境および児童・生徒の健全な修学環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 教育長は、ハラスメントに関する相談および苦情（以下「相談・苦情」という。）の申出、当該申出にかかる調査への協力その他ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

#### 5 校長の責務

- (1) 校長は、ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、教職員等からの相談・苦情の申出を受けた場合には、必要に応じて相談窓口へ報告するほか、校内で迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 校長は、校内での措置について、速やかに指導担当課長（以下「課長」という。）に報告しなければならない。

#### 6 研修等

教育長は、ハラスメントの防止を図るため、教職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

#### 7 相談窓口の設置

- (1) 教育長は、教職員等からの相談・苦情の申出に対し、必要な措置を行うため、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）に相談窓口を設置する。
- (2) 課長は、相談窓口について、教職員等に周知しなければならない。

#### 8 相談員の選任

- (1) 教育長は、相談窓口にはハラスメントに関する相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- (2) 相談員は、委員会の職員の中から教育長が選任するものとする。
- (3) 相談員は、少なくとも男女1人ずつ選任する。

#### 9 相談員の職務

- (1) 相談員は、相談・苦情の申出があったときは、必要な調査を行うとともに、関係者に対し適切な指導、助言等の対応を行う。
- (2) 相談員は、相談・苦情の具体的な事項を受付簿に記入後、課長に報告する。

## 10 相談・苦情の申出

- (1) 相談・苦情の申出は、ハラスメントを受けた者に限らず、関係する全ての教職員等が校長または相談窓口に対してすることができる。
- (2) 相談・苦情の申出の方法は、文書の提出または口頭によることとする。

## 11 プライバシーの保護等

相談員および委員会の職員その他関係する者は、相談・苦情に関係する者のプライバシーの保護を図るため、秘密の保持を徹底するとともに、相談・苦情に関係する者が不利益な取扱いを受けないように配慮しなければならない。

## 12 措置の決定

課長は、公正な調査の結果ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 被害者と加害者の関係の改善に向けての支援
- (2) 被害者の勤務条件上の不利益の回復
- (3) 加害者に対する人事管理上の措置
- (4) その他必要な措置

## 13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和元年11月1日から実施する。
- (2) 青梅市立学校における児童・生徒等に関するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成17年4月1日実施。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- (3) この要綱の実施前に旧要綱の規定にもとづいてされた相談および苦情の申出に関して、旧要綱の廃止後に必要となる当該申出に対する指導、助言等の対応等の手続は、なお、従前の例による。